

【火災予防】出火原因の多くは放火！放火されにくい環境づくり

平成 30 年中にうきは市内で発生した火災は合計 14 件でした。主な出火原因のうち、放火又は放火の疑いが 4 件と、野外焼却の 5 件に次ぎ第 2 位となっています。

放火されにくい環境・・・放火対策は自分たちの家の周りはもちろん、地域ぐるみで声を掛け合うなど、「放火されにくい環境」を作ることで、放火される危険を減らすことができます。

- ・建物の周りや人目のつきにくい場所に燃えやすいものを置かない。
- ・夜間、建物の周りや道路を明るくする！
- ・門扉、倉庫、車庫等には鍵をかける！
- ・車やバイクのカバーは燃えにくいものを使う。
- ・ゴミは収集日の朝に出す！

放火に対する刑罰は重い！

法律では、殺人を犯した場合、「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。（刑法第 199 条）」と定められています。一方、人が住んでいる建物等へ放火した場合も、殺人を犯した場合と同様、「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。（刑法第 108 条）」とされており、重い罪に問われます。



■問い合わせ 市民協働推進課消防防災係 Tel75-4982

市立小・中学校の学期の期間及び夏季休業日等の変更

新学習指導要領（新しい小・中学校の教育課程の基準）で、教科や授業時数が増加します。授業時数確保等のため、平成 31 年度から、小・中学校の学期の期間及び夏季休業日等を次のように変更しますので、御理解と御協力をお願いいたします。

- 第 1 学期 4 月 1 日～8 月 31 日を、4 月 1 日～8 月 24 日に変更
- 第 2 学期 9 月 1 日～12 月 31 日を、8 月 25 日～12 月 31 日に変更
- 第 3 学期 1 月 1 日～3 月 31 日で、変更なし

※夏季休業日は、7 月 21 日～8 月 24 日に変更、他の休業日は、変更なし。
※第 2 学期の始業に合わせ、給食を実施します。
※現行の土曜授業（小学校 4 日間・中学校 2 日間午前中実施）は、廃止します。



■問い合わせ 学校教育課 Tel75-4950

福岡県若年者専修学校等技能習得資金貸与事業

■目的

職業に必要な技術や知識を習得する意欲がありながら、経済的な理由によって、専修学校への修学が困難な者に対し資金を無利子で貸与する制度です。

■対象者

うきは市内在住者で、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の新規卒業者（中等教育学校前期課程修了者含む）及び高等学校、中等教育学校後期課程の中退者で専修学校等に在学中している者

■貸与要件

○以下の何れかに該当すること（生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税減免世帯、世帯の収入が生活保護基準額の 1.5 倍以内の世帯）。 ○国、地方公共団体等から同種の資金の給付または貸与を受けてないこと。

■貸与額

修学資金：専門課程は月額 53,000 円、その他の課程等は月額 30,000 円、入校支度金 100,000 円

■申込み

4 月 30 日(火)までに、うきはブランド推進課商工振興係（うきは市民センター別館 U-BiC、Tel76-9095）に御連絡ください。 ※対象学校がありますので、まずは御相談ください。